

第3章



将来像と基本目標及び 施策の方向性



第3章 将来像と基本目標及び施策の方向性

1 計画の目指すべき将来像と基本目標

第7期計画は、高齢者誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、第5期計画から実施している「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、将来像・基本目標を継承し、7年後の2025(平成37)年を見据えた計画として取り組みます。

目指すべき将来像

横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために 家族の絆・地域の絆を深め ともに支え合い、助け合う地域社会

2 計画の重点施策

市が目指す将来像を実現するために、以下の2つの事項を重点施策として位置付け、 これらが抱える課題の解決に向けて、事業を展開します。

重点施策 I 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り能力に応じて自立した日常生活を送るためには、十分なサービスの確保のみならず、多種多様なサービスを提供することが必要です。特に、今後増加することが見込まれる認知症の方とその介護者に適切に対応するための取り組みも大切です。

そのために、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進や地域包括支援センターの機能強化など地域の実情に応じた様々な取り組みを行うことが重要です。

また、在宅での療養生活が円滑にできるよう、医療機関等との連携を強化し、在宅 医療の充実を図ります。

さらに、地域において自立支援や重度化防止に向けた取り組みが積極的に実施されるよう、自治会・町内会、老人クラブ、各種ボランティア団体、リハビリテーション専門職、医師会等の関係機関との連携を強化し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るための取り組みの推進に努めます。

地域包括ケアの理念は高齢者のみならず、障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制とするものです。制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく必要があります。



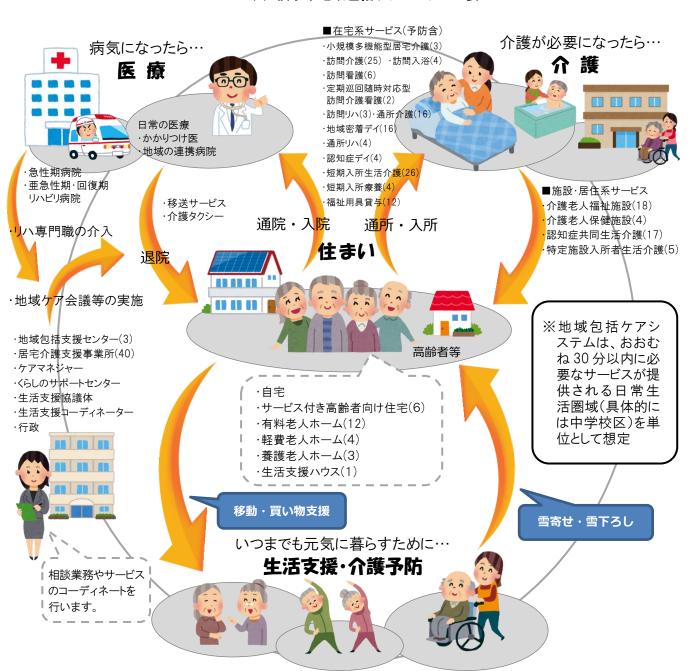
「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための重点事業

【地域ケア会議の開催】 【認知症総合支援事業】

【地域リハビリテーション活動支援事業】

【在宅医療・介護連携推進事業】 【生活支援体制整備事業】

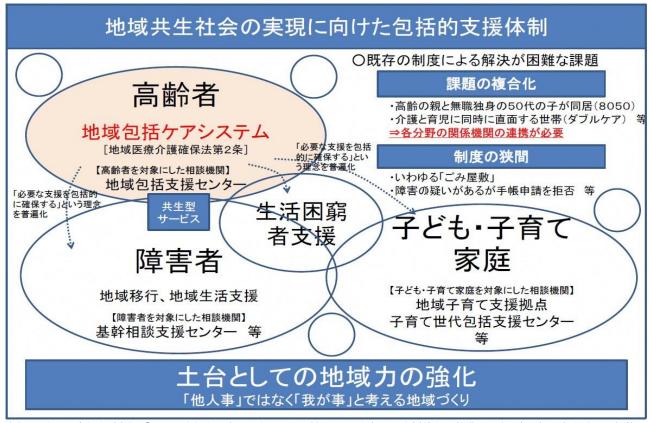
図 横手市地域包括ケアシステムの姿



教育委員会・学校・タクシー会社・バス会社・スーパー・移動販売事業者・施設 ・老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO・総合事業・いきいきサロン ・シルバー人材センター・わかば会・ふれ愛塾・行政(健康福祉、総合政策、建設) 等



図 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

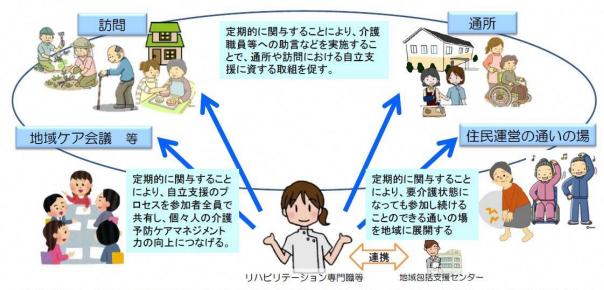


資料:厚生労働省社会・援護局「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」より抜粋

図 地域リハビリテーション活動支援事業の概要

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの 場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

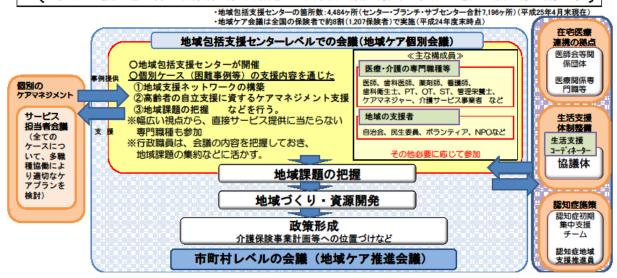
資料:厚生労働省老健局「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)」より抜粋

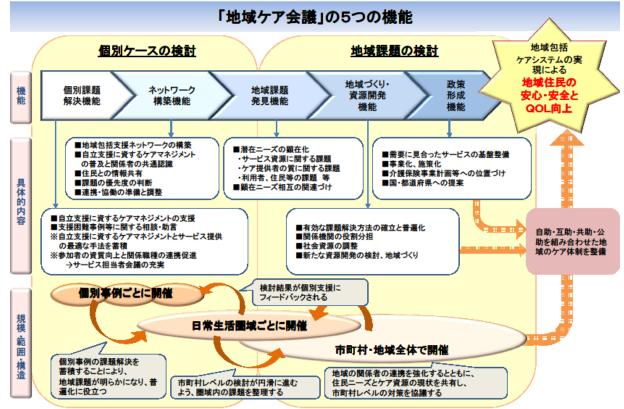
図 地域ケア会議の概念図

地域ケア会議

地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個<u>別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援等</u>を行うとともに、<u>地域づくり・政策</u> <u>形成等</u>につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。
- ・適切な支援を図るために必要な<u>検討を行う</u>とともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する<u>検討を行う</u>ものとして位置づけ
- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- ・地域ケア会議参加者に対する守秘義務を規定、関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能





※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

資料:厚生労働省老健局「地域ケアシステムの構築と地域ケア会議の推進について」より抜粋



重点施策Ⅱ 雪国での暮らしを支える支援の充実

横手市では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。そのため、 生活支援サービスは必要不可欠となっています。特に、冬期間の除排雪支援のニーズ は非常に高く、支援体制の強化が求められています。

除排雪を行うことが困難な高齢者が地域で不安なく生活することができるよう、自 治会や町内会、共助組織、ボランティア、シルバー人材センター、事業者等への除排 雪支援の促進を図り、除排雪活動費の助成や支援強化を図ることで地域全体で支える 体制づくりに努めます。

日常的な外出手段がないため外出することが困難な高齢者への支援についても、日常生活圏域に設置された協議体と生活支援コーディネーターと連携し、支援サービスの整備・強化を図ります。

「日常生活支援サービスの充実」のための重点事業

【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業】 【訪問型サービスB(住民主体による支援)】 【生活支援サービス】 【訪問型サービスD(移動支援事業)】



3 施策体系

横手市に暮らす誰もが未来への希望を抱き生きていくために家族の 絆・地域の絆を深めともに支え合い、助け合う地域社会

基本施策 1 基本目標I 地域包括ケアシステムの 深化・推進 高齢者への地域における 支援体制の強化 基本施策 2 いつまでも生活が続け られる地域の支援体制



取組施策(1)

医療と介護の連携 推進

取り組み事業

- ① 在宅医療・介護連携推進事業
- ② 二次医療圏内・関係市町村の連携

取組施策(2)

認知症施策の推進

- ① 認知症総合支援事業
- 認知症ケアパスの作成・普及事業
- 認知症地域支援推進員等設置事業
- 認知症初期集中支援推進事業
- ・認知症ケア向上推進事業
- ② 認知症高齢者見守り事業
- ③ 認知症予防事業
- ④ 権利擁護事業
- ⑤ 成年後見制度等利用支援事業
- ⑥ 市民後見推進事業

取組施策(3)

地域における生活 支援体制の整備

① 生活支援体制整備事業

取組施策(4)

地域ケア会議の 推進

① 地域ケア会議の開催

取組施策(5)

高齢者が暮らし やすい住宅環境の 整備

① 高齢者等住まい確保事業(地域自立生活支援事業)

取組施策(1)

地域包括支援セン ターの機能強化

① 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

取組施策(2)

地域見守り体制の 構築

- ① 緊急時あんしんバトン配布事業
- ⑤ 高齢者台帳の整備

④ 要援護者避難支援対策

- ② 総合相談支援事業
- ③ 認知症高齢者見守り事業【再掲】

取組施策(3)

セーフティネット の確保

① 緊急一時保護事業



横手市に暮らす誰もが未来への希望を抱き生きていくために家族の 絆・地域の絆を深めともに支え合い、助け合う地域社会

基本目標I 基本施策2 高齢者への地域における いつまでも生活が続け られる地域の支援体制 支援体制の強化 基本目標Ⅱ 基本施策 1 高齢者の自立した 高齢者の生きがいづくりへ の支援 生活の維持 基本施策 2 高齢者の健康づくり・ 疾病予防



取組施策(4)

日常生活圏域を単位 とした生活支援

取組事業等

- ① 配食サービス事業
- ⑤ 移動手段支援事業
- ② 緊急通報・ふれあい安心電話システム推進事業
- ③ 一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業
- ④ 買い物支援事業

取組施策(5)

生活支援サービス の提供

① 訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービス A
- ・訪問型サービス B
- ・訪問型サービス C
- ・訪問型サービス D

② 通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス
- 通所型サービス A
- 通所型サービス B
- ・通所型サービス C
- ③ その他の生活支援サービス
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業
- ⑤ 訪問指導

取組施策(6)

在宅介護への支援

- ① 移送サービス事業
- ② 介護用品支給券支給事業
- ③ 家族介護者交流事業

取組施策(1)

生きがいづくり・ 社会参加の促進

- ① 老人クラブ活動支援事業
- ② 高齢者生きがい活動促進事業

取組施策(2)

高齢者の就労支援

① 関係機関との連携による就労支援

取組施策(3)

敬老意識の醸成

① 敬老事業

- 敬老会
- 長寿祝金支給
- ・ 敬老意識の普及

取組施策(1)

健康づくりの推進

- ① はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- ② 健康づくり入浴サービス券支給事業

取組施策(2)

疾病予防の推進

- ① 健康教育
- ② 健康相談

③ 健康診査



横手市に暮らす誰もが未来への希望を抱き生きていくために家族の 絆・地域の絆を深めともに支え合い、助け合う地域社会

基本目標Ⅱ

高齢者の自立した 生活の維持

基本施策2

高齢者の健康づくり・ 疾病予防

基本目標Ⅲ

介護保険事業の継続可能 に向けた運営

基本施策 1

効果的・効率的な介護保険 事業の推進



取組事業等

取組施策(3)

一般介護予防事業 の推進

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション 活動支援事業【新規事業】
- ⑥ 介護予防型健康の駅事業
- シニアパワーアップ教室
- 中・小規模健康の駅
- ⑦ 介護予防水中健康運動教室

(腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室)

取組施策(1)

制度周知と利用 啓発

取組施策(2)

介護サービス 利用・苦情等相談 窓口体制の充実 ① 介護相談員派遣事業

取組施策(3)

介護給付等に要する 費用の適正化

取組施策<u>(4)</u>

介護サービス事業 者等の更なる資質 向上

取組施策(5)

介護人材の育成・ 確保

- 1) 要介護認定の適正化
- 2) ケアプランの点検
- 3) 住宅改修等の点検
- ① 住宅改修の点検
- ② 特定福祉用具購入・ 福祉用具貸与に関する調査
- 4) 縦覧点検・医療情報との突合
- ① 縦覧点検
- ② 医療情報との突合
- 5) 介護給付費通知
- 6) 給付実績の活用

取組施策(6)

低所得者への負担 軽減

- ① 高額介護サービス費・高額医療・高額介護合算制度
- ② 特定入所者介護サービス費
- ③ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

取組施策 (7)

市町村特別給付等への対応



横手市に暮らす誰もが未来への希望を抱き生きていくために家族の 絆・地域の絆を深めともに支え合い、助け合う地域社会

基本目標Ⅲ

介護保険事業の継続可能 に向けた運営

基本施策 2

計画的な介護保険サービス の提供



取組施策(1)

居宅サービスの 提供

取組事業等

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護 (デイサービス)
- ⑦ 通所リハビリテーション(デイケア) ⑮ 居宅介護支援/介護予防支援

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

- ⑨ 短期入所療養介護(老健)
- ⑩ 短期入所療養介護 (病院等)
- ⑪ 福祉用具貸与
- ⑫ 特定福祉用具購入
- ① 住宅改修
- ⑭ 特定施設入居者生活介護

取組施策(2)

地域密着型 サービスの提供

- ① 定期巡回 随時对応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護(小規模のデイサービス)
- ④ 認知症対応型通所介護
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模な特別養護老人ホーム)
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

取組施策(3)

施設サービスの 提供

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ③ 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設

- ④ 介護医療院

取組施策(4)

施設整備計画

- ① 特定施設入居者生活介護(混合型)
- ② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設(定員29人以下の特別養護老人ホーム)
- ⑤ 介護老人福祉施設(定員30人以上の特別養護老人ホーム)
- ⑥ 介護老人保健施設